

甲府市誘客促進事業補助金交付要綱

平成20年3月28日

産 第 1 号

(目的)

第1 この要綱は、本市への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、大会、合宿及び各種会議（以下「大会等」という。）の開催に伴い、市内宿泊施設を利用する大会等の主催者又は旅行を請け負った旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けた者で営業所、支店含む。）に対し、予算の範囲内において甲府市誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「大会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ、文化等の各種大会
- (2) スポーツ、文化団体等の合宿
- (3) 学会、総会、研究会、研修会等の各種会議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認めるもの

(交付対象大会等)

第3 補助金の対象となる大会等は、次の各号をいずれも満たす大会等とする。

- (1) 甲府市内の宿泊施設に滞在すること。
- (2) 大会等に参加した者の延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。）が50人泊以上（スポーツ、文化団体等の合宿にあっては、20人泊以上）であること。
- (3) 市から他の補助金等の交付又は会場等の減免の措置を受けているものでないこと。
- (4) 営利を目的としたものでないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としたものでないこと。

(6) 公序良俗に反するものでないこと。

(複数年度にわたる大会等の補助対象年度等)

第4 1回の大会等が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該大会等の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、第3第1項に規定する延べ宿泊数は、当該大会等の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、10万円を限度とし、基本額1万円と宿泊延べ人員に1人当たり300円を乗じて得た額との合計額とする。ただし、延べ宿泊数が600泊を超える場合は、20万円を限度額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会等の終了後30日以内に、甲府市誘客促進事業補助金申請書（様式第1号）に、宿泊証明書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の申請に係る書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取り消し及び返還等)

第8 市長は、第7に規定する交付の決定を受けた又は補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を全額返金させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合

(関係書類の整備及び保管)

第9 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。